

令和4年度福岡市立島しょ診療所（福岡市立能古診療所）
指定管理業務に対する評価の実施について

1 評価の目的

指定管理者による施設の管理運営に関し、適正な管理を確保するため、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な状況にあるかなどを確認する。

2 評価対象の指定管理者

一般社団法人 福岡市医師会

3 評価対象施設

福岡市立能古診療所（福岡市西区大字能古 725-2）

4 評価期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 評価の方法について

評価対象期間内に行った実地調査や指定管理者から提出された自己評価表、事業報告書に基づき、別紙「令和4年度指定管理業務評価表」のとおり市の評価を行った。